

第5回



定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー 8階 Room 1 & 2

議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後6時30分まで

決議事項

第1号議案

定款一部変更（当社商号変更）の件

第2号議案

取締役5名選任の件

証券コード：4056

ニューラルポケット株式会社

株 主 各 位

証券コード 4056
2023年3月9日
(電子提供措置の開始日2023年3月9日)
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
ニューラルポケット株式会社
代表取締役社長 重松 路威

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第5回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.neuralpocket.com/ir/>

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
 2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
オフィス用エレベーターで受付階(9階)に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第5期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第 1 号 議 案 定款一部変更(当社商号変更)の件
第 2 号 議 案 取締役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 本定時株主総会におきましては、お土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

当日ご来場される場合は、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防対策へのご協力をお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で、体調不良がうかがわれる方には、株主総会へのご出席を控えるよう要請させていただく場合がございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、会場内は感染症対策の観点から、座席間隔を広げて設営予定のため、十分な席数を確保できない場合がございます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に重大な変更等が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.neuralpocket.com/ir/>) にてお知らせいたします。

事業報告

(自2022年1月1日)
(至2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「世界を便利に、人々を幸せに」をミッションとして、リアル空間のデジタル化による社会課題の解決を目指しております。当社グループ事業は、デジタルソリューション、ライフスタイルの2つのサービスドメインで構成されております。

デジタルソリューションサービスドメインでは、AIカメラを活用した駐車場や物流施設のトラックバースの効率的な運用を実現する「デジパーク」、街中の人流解析や防犯に活用いただける「デジフロー」、在宅勤務支援ツール「リモデスク」、屋外及び屋内用LEDディスプレイの「デジルック」、デジタルサイネージを媒体とするマンションサイネージ広告サービス「フォーカスチャンネル」を提供しております。ライフスタイルサービスドメインでは、アパレル向けファッショントレンド解析「AIMD」やアパレル企業を中心に幅広いAIシステムソリューションを提供しております。

当連結会計年度においてはフィーベース事業（AIライセンス提供やAI開発）からユニットベース事業（自社AIサービスの販売）へビジネスモデルを進化させながら、急速に事業規模拡大、売上伸長を実現しました。また、高い粗利率を維持しながら事業規模拡大を実現しており、売上成長が直接的に収益を押し上げるビジネスモデルを構築しております。一方、当社グループは事業拡大期にあることから、のれんや顧客関連資産の償却費用や事業拡大に伴う販管費（人件費）の増加等で、通期の営業損益は悪化しました。

また、サイネージについては、当社グループが目指すAIスマートシティの実現において重要な要素で、今後の成長領域と捉えており、2021年11月に株式会社フォーカスチャンネル、2022年2月に株式会社ネットテン(2022年9月にニューラルマーケティング株式会社へ商号変更)を買収し、完全子会社化しました。フォーカスチャンネル社の取得時点での事業計画では、マンションサイネージ広告事業から生じる超過収益力としてのれんを計上しておりましたが、その後、グループ全体の効率的な経営資源の配分を考えシナジー創出を加速するため、2022年8月1日を効力発生日とするネットテン社によるフォーカスチャンネル社の吸収合併を行い、事業統合を実施致しました。その結果、フォーカスチャンネル社の取得時の当初計画との乖離が発生し、マンションサイネージ広告事業のみを源泉とする当初事業計画に基づいたのれんの回収可能価額算定の結果、減損損失を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,878,743千円（前年度比185.0%増）となり、営業損失251,419千円（前連結会計年度は営業利益20,181千円）、経常損失247,280千円（前連結会計年度は経常利益13,650千円、親会社株主に帰属する当期純損失は879,999千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益11,267千円）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントはAIエンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中、当社において、ストック・オプションとして発行された新株予約権の権利行使により、総額29百万円の払込がありました。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は137百万円であります。その主なものは、サイネージ機器等の購入に係るものであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当ありません。

④ 他の会社の事業の譲受の状況

該当ありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ありません。

⑥ 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2022年2月21日付で、株式会社ネットテン（2022年9月にニューラルマーケティング株式会社へ商号変更）の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	自2021年1月1日 至2021年12月31日 第 4 期	自2022年1月1日 至2022年12月31日 第 5 期 (当連結会計年度)
売 上 高	1,010,186千円	2,878,743千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	11,267千円	△879,999千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	0.79円	△61.29円
純 資 産	1,322,734千円	461,626千円
総 資 産	2,419,800千円	3,863,902千円

- 注 1. 第4期より連結計算書類を作成しているため、第3期以前については記載しておりません。
2. 第5期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第4期以前については新たな表示方法による組替えを行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	自2019年1月1日 至2019年12月31日 第 2 期	自2020年1月1日 至2020年12月31日 第 3 期	自2021年1月1日 至2021年12月31日 第 4 期	自2022年1月1日 至2022年12月31日 第 5 期 (当事業年度)
売 上 高	311,491千円	762,789千円	979,051千円	963,680千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△139,393千円	147,358千円	52,775千円	△819,439千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△10.59円	10.85円	3.72円	△57.07円
純 資 産	625,860千円	1,206,458千円	1,364,242千円	562,020千円
総 資 産	1,056,928千円	1,920,995千円	2,429,694千円	3,581,432千円

- (注) 1. 当社は、2020年3月27日開催の取締役会決議により、2020年4月15日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上表記載の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出してしております。
3. 第5期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第4期以前については新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社における、独自の深層学習技術のライブラリの開発や、端末処理（エッジコンピューティング）による深層学習モデルの低コスト活用といった技術分野での特徴は、当社グループの競争力の源泉の一つであり、今後も継続的な強化が重要であるものと認識しております。国籍を問わずに卓越した能力を持つAIエンジニアの確保及び育成に努めてまいります。

② 営業体制の強化

フィーバース事業（AIライセンス提供やAI開発）からユニットベース事業（自社AIサービスの販売）へビジネスモデルを進化させながら、当社グループは急速に事業規模拡大をしており、売上成長が直接的に収益を押し上げるビジネスモデルを構築しております。

事業拡大期において、今後も当社グループ製品へのニーズは高まるものと考えているため、事業拡大に合わせて十分な体制を維持強化すべく、営業人材の積極的な採用及び育成に取り組んでまいります。

③ 更なる新規事業の創出

当社グループにおける、特定企業や特定産業に依存しない独立性・独自性のあるビジネスモデルは、当社グループが既に展開している既存の事業・サービスに限らず、今はまだ存在しない新たな事業においても適用可能なものであると考えております。当社グループ既存事業・サービスにおいて培った独自の成功モデルを用いて、更なる新規事業の創出をしてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

AIエンジニアリング事業

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：東京都千代田区 AIテストフィールド：東京都千代田区 シンガポール支店：シンガポール
ニューラルエンジニアリング株式会社	本社：東京都千代田区
ニューラルマーケティング株式会社	本社：大阪府大阪市住吉区
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.	本社：タイパトゥムワン区

② 従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
190名	138名増

注 従業員数は就業人員数（取締役兼務者を除く執行役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
46名	1名増

注 従業員数は就業人員数（取締役兼務者を除く執行役員を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年12月31日現在）

①重要な親会社の状況

該当ありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニューラルエンジニアリング株式会社	15,000千円	100%	エッジAI搭載機器の設置・運用サービスの提供 エッジAIサービスの運用支援
ニューラルマーケティング株式会社	10,000千円	100%	サイネージ広告
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.	3,000千バーツ	99.99%	タイ及び周辺国におけるエッジAIサービス事業及びそれに付随・関連する業務

(8) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	ニューラルマーケティング株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府大阪市住吉区千躰2丁目2番24号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,517,734千円
当社の総資産額	3,581,432千円

(9) 主要な借入先及び借入額（2022年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	619,240千円
株式会社りそな銀行	350,000千円
株式会社みずほ銀行	250,000千円
株式会社日本政策金融公庫	107,980千円
株式会社愛媛銀行	100,000千円

(注) 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限行使に関する方針

当社は、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、更なる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、毎年6月30日又は12月31日その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款で定めております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 株式に関する事項

(1) 大株主の状況 (2022年12月31日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
重松 路威	4,946,400	34.25
オフィス重松株式会社	3,920,000	27.14
特定金外信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	698,000	4.83
清水 優	408,000	2.82
篠塚 孝哉	282,300	1.95
ミシュースティン ドミートリ	170,300	1.17
株式会社SBI証券	150,300	1.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	111,500	0.77
シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合	110,200	0.76
みずほ証券株式会社	77,500	0.53

注 持株比率は自己株式 (119株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,439,199株 (うち、自己株式 119株)
- ③ 株主数 8,249名

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2019年9月18日	2020年4月27日
新株予約権の数		31個	90,000個
保有 人数	取締役(社 外取締役を 除く)	1名	2名
	監査役	1名	—
新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数		当社普通株式 31,000株	当社普通株式 90,000株
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		1株当たり501円	1株当たり1,394円
新株予約権の行使 期間		2021年9月19日から 2029年9月18日まで	2022年4月28日から 2030年4月27日まで
新株予約権の主な 行使条件		(注1)	(注1)

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至

至 (iii) に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

- (i) 割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) について、行使可能となる。
- (ii) 割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数 (上記 (i) の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。) が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) に満つるまで行使可能となる。
- (iii) 割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

注2. 2020年4月15日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、当該株式分割前に発行された新株予約権につきましては、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第12回新株予約権
発行決議日	2022年4月15日
新株予約権の数	150個
交付人数	従業員 (取締役兼任者を除く) 9名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 15,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,275円
新株予約権の行使期間	2024年5月3日から 2032年4月15日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社 (当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。) の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 本新株予約権は以下の(i)乃至(iv)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
 - (i) 割当日から2年後の応当日の翌日から割当日から3年後の応当日までは、割当てられた本新株予約権の個数の4分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。
 - (ii) 割当日から3年後の応当日の翌日から割当日から4年後の応当日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の4分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
 - (iii) 割当日から4年後の応当日の翌日から割当日から5年後の応当日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)及び(ii)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の4分の3（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
 - (iv) 割当日から5年後の応当日の翌日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	重松 路威	社長執行役員
取締役	佐々木 雄一	CTO執行役員 技術開発本部 本部長
取締役	種 良典	CFO執行役員 財務管理本部 本部長 Neural Group (Thailand) Co., Ltd. 取締役
取締役	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ラオックス株式会社 社外監査役 BionicM株式会社 社外監査役 シャディ株式会社 社外監査役 ファイメクス株式会社 社外監査役
取締役	蓮見 麻衣子	有限会社エバーリッチアセットマネジメント 執行役 Zホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 株式会社ABCash Technologies 社外取締役
常勤監査役	竹村 実穂	ニューラルエンジニアリング株式会社 監査役 ニューラルマーケティング株式会社 監査役
監査役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 ベステラ株式会社 社外取締役 株式会社SFIDA X 社外取締役
監査役	白井 元	株式会社グリーンティー 代表取締役 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 株式会社obniz 社外監査役 株式会社トヨコー 取締役 監査法人FRIQ パートナー

注1. 取締役山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 常勤監査役竹村実穂氏、並びに監査役若松俊樹氏及び白井元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 常勤監査役竹村実穂氏及び監査役白井元氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・ 常勤監査役竹村実穂氏は、監査法人での実務経験及び事業会社での監査役の実績があり、また、公認会計士の資格を有しています。
- ・ 監査役白井元氏は、監査法人での実務経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しています。

注4. 当社は、社外取締役山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏、並びに社外監査役竹村実穂氏、若松俊樹氏及び白井元氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注5. 2022年8月10日をもって、取締役周涵氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は取締役技術開発本部副本部長でありました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう企業価値向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等は、役割、職務、職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬として、基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた役員賞与及び非金銭報酬等を支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬等)に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とします。報酬額は、一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、役位、職責に応じて、従業員に対して支給される給与の額を考慮しながら、決定するものとします。

3. 役員賞与(業績連動報酬等に該当する金銭報酬等)並びに非金銭報酬等に係る業績指標の内容及び報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の役員賞与は、現金報酬とし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役への配分の決定方針及び支給時期は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式又は各種ストック・オプションとし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。非金銭報酬総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役へ支給する非金銭報酬等の算定方法の決定方針及び支給時期、条件の決定に関する方針は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

4. 金銭報酬等の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、基本報酬及び役員賞与、非金銭報酬で構成され、役員賞与及び非金銭報酬の割合は取締役会の助言のもと、企業価値向上に資する形で支給時に決定します。なお、役員賞与、非金銭報酬については支給しないこともあります。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役に助言し、上記の委任を受けた代表取締役は、当該助言に従って上記の決定を行わなければならないこととします。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員重松路威が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とし、取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、助言を行いました。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は代表取締役社長執行役員重松路威に対して取締役の個人別の報酬等を決定する権限が適切に行使されるよう助言を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されること、及び報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83,333 (8,400)	83,333 (8,400)	- (-)	- (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
計 (うち社外役員)	98,333 (23,400)	98,333 (23,400)	- (-)	- (-)	9 (5)

注1. 取締役の報酬は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において、年額300,000千円以内と、決議いただいております。当該決議の対象となった役員数は、取締役7名(うち社外取締役3名)です。

注2. 監査役の報酬は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

注3. 非金銭報酬等であるストック・オプションの内容及び交付状況は、本「(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のほか、「3. 新株予約権の状況」に記載の通りです。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員並びにこれらの相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約更新しております。次回契約時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ラオックス株式会社 社外監査役 BionicM株式会社 社外監査役 シャディ株式会社 社外監査役 ファイメクス株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
取締役	蓮見 麻衣子	有限会社エパーリッチアセットマネジメント 執行役 Zホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 株式会社ABCash Technologies 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	竹村 実穂	ニューラルエンジニアリング株式会社 監査役 ニューラルマーケティング株式会社 監査役	ニューラルエンジニアリング株式会社及びニューラルマーケティング株式会社は当社の子会社であります。
監査役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 ベステラ株式会社 社外取締役 株式会社SFIDA X 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	白井 元	株式会社グリーンティ 代表取締役 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 株式会社obniz 社外監査役 株式会社トヨコー 取締役 監査法人FRIQ パートナー	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む。）
取締役	山岸 洋一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。長年にわたる証券会社での豊富な経験と公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
取締役	蓮見 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。ファンドマネージャーとしての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
監査役	竹村 実穂	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	若松 俊樹	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	白井 元	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

注 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,000千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。内部統制システムに関する基本方針は、以下の通りであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b)リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、取締役および使用人が法令、定款および企業倫理を遵守するように努めます。

(c)法令、定款に違反する行為がおこなわれ、また、おこなわれようとしている場合の報告体制として、社内

通報窓口を設置しております。

- (d)適法・適正な業務運営がおこなわれていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査実施者による内部監査を実施します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a)取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
 - (b)保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 損失の危険の管理に関する体制は、リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者をリスク管理・コンプライアンス委員会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。リスク管理・コンプライアンス委員会は、リスク管理・コンプライアンス違反行為またはその恐れが生じた場合、その対応を取締役会に報告します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
 - (b)業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a)子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣して子会社の業務執行状況を管理・監督するとともに、子会社の取締役及び使用人は必要に応じて当社の重要会議に出席して事業進捗状況や重要事項について定期的に報告を行います。当社グループ全体として重要な事項については、当社の取締役会での事前審議又は報告を行います。
 - (b)子会社の事業内容や規模等に応じて、当社の社内規程に準じた社内規程を制定し、子会社の損失危険管理体制、子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制、子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款の遵守体制を整備します。
 - (c)内部監査実施者は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告します。
 - (d)監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じて、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (a)監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。
 - (b)監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
 - (c)監査を補助する使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
- g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a)監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b)当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- h. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a)内部通報規程に基づく通報または監査役に対する報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。
- (b)前項の内容を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a)監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。
(b)監査役は定期的に会計監査人、内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- k. 反社会的勢力を排除するための体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①原則として月に1回開催の取締役会、四半期に1回開催のリスク管理コンプライアンス委員会等の重要会議において、取締役の職務の執行状況、当社及び子会社のリスク管理コンプライアンスの状況を確認しております。
- ②監査役は、取締役会及び監査役会への出席のほか、定期的に当社及び子会社の取締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、常勤監査役はリスク管理コンプライアンス委員会等の重要会議に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③内部監査実施者は、年間の監査計画に基づき、当社及び子会社において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針 該当ありません。



※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2022年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,091,035	流動負債	1,618,092
現金及び預金	1,112,907	買掛金	64,842
受取手形	1,600	1年内償還予定の社債	34,000
売掛金	533,946	短期借入金	700,000
棚卸資産	350,658	1年内返済予定の長期借入金	454,988
その他	91,922	未払法人税等	5,273
固定資産	1,772,866	契約負債	39,918
有形固定資産	88,737	賞与引当金	8,065
建物及び構築物	36,994	その他	311,004
工具、器具及び備品	141,475	固定負債	1,784,182
車両運搬具	2,126	社債	66,000
減価償却累計額	△91,858	長期借入金	1,599,192
無形固定資産	1,368,351	繰延税金負債	64,195
ソフトウェア	5,981	退職給付に係る負債	54,795
顧客関連資産	211,038	負債合計	3,402,275
のれん	1,151,331	純資産の部	
投資その他の資産	315,777	株主資本	450,044
投資有価証券	167,059	資本金	79,106
敷金及び保証金	146,896	資本剰余金	1,423,283
その他	1,822	利益剰余金	△1,051,849
		自己株式	△495
		その他の包括利益累計額	1,673
		その他有価証券評価差額金	1,673
		新株予約権	9,907
		非支配株主持分	0
		純資産合計	461,626
資産合計	3,863,902	負債純資産合計	3,863,902

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,878,743
売上原価		968,533
売上総利益		1,910,210
販売費及び一般管理費		2,161,629
営業損失 (△)		△251,419
営業外収益		
受取利息	62	
受取配当金	377	
為替差益	3,282	
保険解約返戻金	18,267	
違約金収入	3,337	
その他	5,525	30,854
営業外費用		
支払利息	23,086	
資金調達費用	3,250	
その他	378	26,715
経常損失 (△)		△247,280
特別利益		
固定資産売却益	8,220	8,220
特別損失		
減損損失	664,741	664,741
税金等調整前当期純損失 (△)		△903,801
法人税、住民税及び事業税	82,229	
法人税等調整額	△106,031	△23,802
当期純損失 (△)		△879,999
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△879,999

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年1月1日

至 2022年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	64,546	1,408,723	△163,388	△441	1,309,439
会計方針の変更による 累積的影響額			△8,461		△8,461
会計方針の変更を反映し た当期首残高	64,546	1,408,723	△171,850	△441	1,300,978
当期変動額					
新株の発行	14,559	14,559			29,119
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△879,999		△879,999
自己株式の取得				△53	△53
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	14,559	14,559	△879,999	△53	△850,933
当期末残高	79,106	1,423,283	△1,051,849	△495	450,044

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	—	—	13,294	—	1,322,734
会計方針の変更による 累積的影響額					△8,461
会計方針の変更を反映し た当期首残高	—	—	13,294	—	1,314,272
当期変動額					
新株の発行					29,119
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△879,999
自己株式の取得					△53
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,673	1,673	△3,386	0	△1,712
当期変動額合計	1,673	1,673	△3,386	0	△852,645
当期末残高	1,673	1,673	9,907	0	461,626

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

ニューラルエンジニアリング株式会社、ニューラルマーケティング株式会社、
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、新たに株式を取得し子会社となった株式会社ネットテン（2022年9月にニューラルマーケティング株式会社へ商号変更）を連結の範囲に含めております。なお、当連結会計年度において、当社の連結子会社であるニューラルマーケティング株式会社、同じく当社の連結子会社である株式会社フォーカスチャネルを吸収合併しております。

当連結会計年度において、Neural Group (Thailand) Co., Ltd.は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Neural Group (Thailand) Co., Ltd.の決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

仕掛品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～19年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	2～4年

② 無形固定資産（のれんを除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア	3～5年
顧客関連資産（顧客関係）	10年
顧客関連資産（受注残）	0.5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関するAIエンジニアリング事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は以下の通りであります。

デジパーク、デジフロー及びデジルックサービス等におけるハードウェア販売や設置工事については、顧客による検収で履行義務が充足されると判断し、検収完了時点で収益を認識しております。

ライセンスフィーや運用・保守等の定額サービスの提供については、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

受注制作のソフトウェアについて、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い顧客との契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(12年)にわたり定額法で償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、AIエンジニアリング事業の一部の取引について、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。ただし、契約期間がごく短い取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,461千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ8,461千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は8,461千円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ニューラルマーケティング株式会社に係る顧客関連資産及びのれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客関連資産	211,038
のれん	1,151,331

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。ニューラルマーケティング株式会社に係る顧客関連資産及びのれんについて、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画において、特に重要な構成要素は、デジタルLEDサイネージの販売見積り額です。この販売見積り額は、主として営業人員数増加や、それに伴う成約件数の拡大といった重要な仮定に基づいて策定しております。

これらの割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた重要な仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、顧客関連資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

当座貸越契約

当社グループでは、資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当連結会計年度	
当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	—

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	マンションサイネージ広告事業用資産	のれん、工具、器具及び備品、その他	560,881千円
東京都千代田区	デジソリューション事業用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア	39,781千円
東京都千代田区	遊休資産	工具、器具及び備品	64,078千円
合計			664,741千円

(マンションサイネージ広告事業用資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

当社によるフォーカスチャネル社の取得時点での事業計画では、マンションサイネージ広告事業から生じる超過収益力として、のれんを計上しておりました。その後、グループ全体の効率的な経営資源の配分を考える中、シナジー創出を加速するため、2022年8月1日を効力発生日とするネットテン社によるフォーカスチャネル社の吸収合併を行い、事業統合を実施致しました。

その結果、フォーカスチャネル社の取得時の事業計画を見直したため、減損損失を560,881千円計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によってグルーピングを行っています。なお、のれんについては、のれんを含む会社単位の区分に基づき行っています。

(3) 回収可能価額の算定方法等

のれん等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失（560,881千円）として計上しております。なお、のれん等の回収可能価額はフォーカスチャネル社のマンションサイネージ広告事業のみを源泉とする当初事業計画に基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

(デジソリューション事業用資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

フィーベースからユニットベースへの転換を進めていく中、一時的に収益性が低下した固定資産につい

て「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損の兆候が認められたことから、当該資産の将来の回収可能性を検討した結果、当該ソフトウェア資産及び有形固定資産について、減損処理を行い、特別損失を39,781千円計上することといたしました。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によってグルーピングを行っています。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失(39,781千円)として計上しております。なお、回収可能価額は事業計画に基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

(遊休資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

フィーベースからユニットベースへ活動をシフトしてきた結果、当該資産については今後の使用が見込まれなくなったことから正味売却価額を零とし、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これらの減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は、正味売却価額によっていますが、転用及び売却の可能性が低いため価値を見込んでおりません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の総数	普通株式	14,439,199	株
当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数	普通株式	397,501	株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであります。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資並びにM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理・債権管理規程に従い、営業債権について、財務管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況や時価等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務管理本部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額

が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	533,946	533,946	—
(2) 投資有価証券(* 3)	9,844	9,844	—
(3) 敷金及び保証金(* 2)	121,122	110,589	△10,532
資産計	664,912	654,379	△10,532
(1) 買掛金	64,842	64,842	—
(2) 短期借入金	700,000	700,000	—
(3) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	100,000	99,383	△616
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,054,180	2,046,670	△7,509
負債計	2,919,022	2,910,896	△8,125

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額25,774千円であります。

(* 3) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
組合出資金	157,215

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,112,907	—	—	—
売掛金	533,946	—	—	—
敷金及び保証金	4,180	5,183	8,113	103,643
合計	1,651,033	5,183	8,113	103,643

(注2) 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	—	—	—	—	—
社債	34,000	36,000	20,000	10,000	—	—
長期借入金	454,988	545,988	381,471	328,302	230,469	112,962
合計	1,188,988	581,988	401,471	338,302	230,469	112,962

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	9,844	—	—	9,844
資産計	9,844	—	—	9,844

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

売掛金及び買掛金並びに短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	110,589	—	110,589
資産計	—	110,589	—	110,589
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	99,383	—	99,383
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	2,046,670	—	2,046,670
負債計	—	2,146,054	—	2,146,054

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価は、元利金の合計額と、同様の社債発行を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社グループはAIエンジニアリング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

なお、当社グループは第2四半期連結会計期間より既存事業のさらなる成長と新規事業の拡大を目指し、当社グループのサービスラインの見直しを行ったため、「AIメディアサービス」を「デジソリューションサービス」へ統合致しました。これは、株式会社フォーカスチャネルと株式会社ネットテン(2022年9月にニューラルマーケティング株式会社へ商号変更)の経営統合により、AIメディアサービスドメインがデジソリューションサービスドメインに統合したことに伴い、今後の事業の方向性を見据え、事業実態に即して変更するものであります。

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
デジソリューションサービス	2,467,765千円
ライフスタイルサービス	407,576千円
顧客との契約から生じる収益	2,875,342千円
その他収益	3,401千円
外部顧客への売上高	2,878,743千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
期首残高	638
期末残高	39,918

契約負債は主に、当社が受領した前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	31.28円
1株当たり当期純損失(△)	△61.29円

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しています。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が0円58銭減少し、1株当たり当期純損失(△)が0円58銭減少しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

(取得による企業結合)

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社ネットテン

事業の内容 デジタルLEDサイネージ販売、ホームページ制作

②企業結合を行った主な理由

当社は、「世界を便利に、人々を幸せに」をミッションに、眼をもったAIカメラを街中に拡げることで、リアル空間のデジタル化による社会課題の解決を目指しております。

当社は、2019年よりサイネージ広告サービスを開始するとともに、地方自治体や不動産デベロッパー、商業施設向けにサイネージ機器を活用した人流解析や防犯・防災ソリューションの提供も進めております。株式会社ネットテンは、小売店や飲食店、官公庁向けに屋外向け電子看板(フルカラービジョン)の設置販売を行っています。ビルの壁面に設置する大型電子看板から置き看板型の小型電子看板まで設置場所に合わせ、さまざまな大きさ・形態の電子看板を販売しております。全国に9か所の営業拠点を構え、これまでに約7,000社に対し、10,000台以上の電子看板を販売設置した実績を有しています。

当社は、株式会社ネットテンをグループに迎え、全国にある株式会社ネットテンの強力な営業網と多様なサイネージの設置ノウハウ、設置メンテナンス体制を活用し、AIを搭載した屋外電子看板やAIサイネージを普及・運用する体制を拡充するため、2022年2月21日付の取締役会決議により、株式会社ネットテンの全株式を取得することによる子会社化を決定し、2022年2月21日に同社を完全子会社化いたしました。

③企業結合日

2022年2月21日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

株式会社ネットテン

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年2月21日から2022年12月31日までの業績を含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,500,000千円
取得原価		2,500,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 17,734千円

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,663,146千円
固定資産	270,560千円
資産合計	2,933,707千円
流動負債	246,287千円
固定負債	1,795,059千円
負債合計	2,041,346千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

1,246,553千円

なお、第3四半期連結会計期間において、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度末に取得原価の配分が完了し、のれんの金額は確定しております。

②発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに償却期間

種類	金額	償却期間	償却方法
顧客関連資産（顧客関係）	232,336千円	10年	均等償却
顧客関連資産（受注残）	51,096千円	0.5年	均等償却

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 203,190千円

営業利益 12,594千円

※概算額の算定方法

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(企業結合に係る条件付取得対価の会計処理)

2021年11月に行われた当社による株式会社フォーカスチャネルの取得について、当連結会計年度において条件付取得対価の支払が確定したことにより、支払対価を取得原価として取得時に発生したものとみなし追加的にのれんを認識しました。

なお、当該のれんについては当連結会計年度において全額を減損処理しております。

また、株式会社フォーカスチャネルは、2022年8月1日を効力発生日とする株式会社ネットテン（2022年9月にニューラルマーケティング株式会社へ商号変更）を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 追加的に認識した取得原価（のれん認識額） | 150,000千円 |
| 2. 追加的に認識したのれんの償却額 | 14,285千円 |
| 3. 償却方法及び償却期間 | 7年間にわたる均等償却 |

貸借対照表

2022年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	893,027	流動負債	1,063,879
現金及び預金	503,063	買掛金	25,253
売掛金	305,847	短期借入金	700,000
商品	49,682	1年内返済予定の長期借入金	124,940
前払費用	27,070	未払金	168,197
前渡金	100	未払費用	13,476
関係会社未収入金	6,403	未払法人税等	2,290
その他	860	契約負債	829
固定資産	2,688,405	預り金	9,246
有形固定資産	74,383	未払消費税等	19,645
建物	36,994	固定負債	1,955,532
工具、器具及び備品	108,150	長期借入金	602,280
減価償却累計額	△70,761	関係会社長期借入金	1,351,692
無形固定資産	3,968	受入敷金保証金	1,560
ソフトウェア	3,968	負債合計	3,019,412
投資その他の資産	2,610,053	純資産の部	
関係会社株式	2,529,443	株主資本	552,112
敷金及び保証金	80,610	資本金	79,106
		資本剰余金	1,423,283
		資本準備金	748,694
		その他資本剰余金	674,588
		利益剰余金	△949,781
		その他利益剰余金	△949,781
		繰越利益剰余金	△949,781
		自己株式	△495
		新株予約権	9,907
		純資産合計	562,020
資産合計	3,581,432	負債純資産合計	3,581,432

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		963,680
売上原価		356,763
売上総利益		606,916
販売費及び一般管理費		645,033
営業損失 (△)		△38,116
営業外収益		
受取利息	10	
受取家賃	7,200	
その他	720	7,930
営業外費用		
支払利息	27,735	
資金調達費用	3,250	
その他	313	31,298
経常損失 (△)		△61,483
特別損失		
減損損失	308,675	
関係会社株式評価損	446,990	755,665
税引前当期純損失 (△)		△817,149
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純損失 (△)		△819,439

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	64,546	734,134	674,588	1,408,723	△121,880	△121,880
会計方針の変更による累積的影響額					△8,461	△8,461
会計方針の変更を反映した当期首残高	64,546	734,134	674,588	1,408,723	△130,342	△130,342
事業年度中の変動額						
新株の発行	14,559	14,559		14,559		
自己株式の取得						
当期純損失 (△)					△819,439	△819,439
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	14,559	14,559	-	14,559	△819,439	△819,439
当期末残高	79,106	748,694	674,588	1,423,283	△949,781	△949,781

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△441	1,350,947	13,294	1,364,242
会計方針の変更による累積的影響額		△8,461		△8,461
会計方針の変更を反映した当期首残高	△441	1,342,485	13,294	1,355,780
事業年度中の変動額				
新株の発行		29,119		29,119
自己株式の取得	△53	△53		△53
当期純損失 (△)		△819,439		△819,439
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△3,386	△3,386
事業年度中の変動額合計	△53	△790,373	△3,386	△793,759
当期末残高	△495	552,112	9,907	562,020

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関するAIエンジニアリング事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は 以下の通りであります。

デジパーク、デジフロー等におけるハードウェア販売や設置工事については、顧客による検収で履行義務が充足されると判断し、検収完了時点で収益を認識しております。

ライセンスフィーや運用・保守等の定額サービスの提供については、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

受注制作のソフトウェアについて、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、

進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い顧客との契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、AIエンジニアリング事業の一部の取引について、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。ただし、契約期間がごく短い取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高は8,461千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ8,461千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は8,461千円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ニューラルマーケティング株式会社に係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	2,529,443

上記のうち、ニューラルマーケティング株式会社の関係会社株式の帳簿価額は2,517,734千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ニューラルマーケティング株式会社の株式については、顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力を反映した実質価額で取得しております。顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力等が見込めなくなることにより、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。当事業年度においては、ニューラルマーケティング株式会社の評価にあたり、顧客関連資産の資産価値及び超過収益力を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは事業計画に基づく顧客関連資産の資産価値及び超過収益力であり、特に重要な構成要素は、デジタルLEDサイネージの販売見積り額です。この販売見積り額は、主として営業人員数増加や、それに伴う成約件数の拡大といった重要な仮定に基づいて策定しております。

これらの見積りにおいて用いた重要な仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

当座貸越契約

当社では、資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当事業年度	
当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	—

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,403千円
長期金銭債務	1,353,252千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	マンションサイネージ広告事業用資産	工具、器具及び備品、その他	204,814千円
東京都千代田区	デジタルソリューション事業用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア	39,781千円
東京都千代田区	遊休資産	工具、器具及び備品	64,078千円
合計			308,675千円

(マンションサイネージ広告事業用資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループにおいては、グループ全体の効率的な経営資源の配分を考える中、シナジー創出を加速するため、2022年8月1日を効力発生日とするネットテン社によるフォーカスチャネルの吸収合併を行い、事業統合を実施致しました。その結果、マンションサイネージ広告事業の事業計画を見直したため、減損損失を204,814千円計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み

出す最小の単位によってグルーピングを行っています。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失(204,814千円)として計上しております。なお、回収可能価額は事業計画に基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

(デジソリューション事業用資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

フィーベースからユニットベースへの転換を進めていく中、一時的に収益性が低下した固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損の兆候が認められたことから、当該資産の将来の回収可能性を検討した結果、当該ソフトウェア資産及び有形固定資産について、減損処理を行い、特別損失を39,781千円計上することといたしました。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によってグルーピングを行っています。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失(39,781千円)として計上しております。なお、回収可能価額は事業計画に基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

(遊休資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

フィーベースからユニットベースへ活動をシフトしてきた結果、当該資産については今後の使用が見込まれなくなったことから正味売却価額を零とし、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これらの減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は、正味売却価額によっていますが、転用及び売却の可能性が低いため価値を見込んでおりません。

関係会社との取引高	
営業取引	254,883千円
営業取引以外の取引	19,015千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 119 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	150,099	千円
減価償却超過額(減損損失を含む)	89,316	//
商品評価損	26,281	//
税務上の繰越欠損金	44,417	//
その他	1,942	//
繰延税金資産小計	312,056	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△44,417	//
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△267,639	//
評価性引当額小計	△312,056	//
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金資産純額	—	千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ニューラルマーケティング株式会社	(所有) 直接100%	資金の借入 社員の出向 経営指導	資金の借入	1,650,000	関係会社長期借入金	1,351,692
				資金の返済 利息の支払	298,307 11,815		
				人件費及び経費の立替	155,383	関係会社未収入金	—

(注) 1. 資金の借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 人件費及び経費の立替は、主に人件費等の支払いを当社が立替したことによるものであります。
なお、人件費及び経費は、実費相当額であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	周 涵	(被所有) 直接0.2%	当社元取締役	新株予約権の行使	11,523	—	—

(注) 1. 2019年3月27日株主総会の決議に基づき付与された第4回新株予約権及び第7回新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載をしております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 当社元取締役周涵氏は2022年8月10日付で辞任しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 38.24円

1株当たり当期純損失 △57.07円

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しています。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が0円58銭減少し、1株当たり当期純損失(△)が0円58銭減少しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年 2月24日

ニューラルポケット株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニューラルポケット株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューラルポケット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年 2月24日

ニューラルポケット株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニューラルポケット株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

ニューラルポケット株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 竹村 実 穂 ㊟

監査役（社外監査役） 若松 俊 樹 ㊟

監査役（社外監査役） 白井 元 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更（当社商号変更）の件

1. 提案の理由

当社は2018年1月にファッションポケット株式会社として創業し、映像領域でのAI技術をアパレル領域に活用したトレンド予測の「AI MD」などのサービスを展開してまいりました。2019年3月には現社名であるニューラルポケット株式会社に商号変更し、映像領域でのAI技術をスマートシティ領域に広く展開いたしました。AI解析に加えて、情報発信の場としてのAIサイネージメディアやLEDディスプレイメディアへの投資もしてまいりました。

今後、エッジAI領域においてグローバルトップ企業の一角を担い、技術の向上やAIサービスの社会での浸透を進めてまいります。また、AI技術を通じたリアル社会での地域広告メディアの拡大に加え、バーチャル/ゲーム領域や衛星領域など、枠にとらわれない幅広いAI活用を目指します。より一層のブランド価値及びブランド認知度の向上を進め、グローバル企業として更なる事業拡大を図るため、社名を現行の「ニューラルポケット株式会社」から「ニューラルグループ株式会社」に変更するものであります。なお、商号変更の効力発生日は2023年6月1日といたします。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ニューラルポケット株式会社</u>と称し、英文では、<u>Neural Pocket Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ニューラルグループ株式会社</u>と称し、英文では、<u>Neural Group Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 (現行の通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行の通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行の通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第30条 (現行の通り)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行の通り)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第47条 (現行の通り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(商号変更の時期)</u></p> <p>第1条 (商号) の変更は、令和5年6月1日に効力を発生し、その効力発生日をもって本附則は削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

当社の取締役（5名）全員は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名（現任取締役4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	しげまつ ろい 重松 路威 (1980年8月23日生)	2006年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2016年 1月 同社パートナー就任 2018年 1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年11月 当社社長執行役員就任（現任）	4,946,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>重松路威氏は、創業から代表取締役として、経営の指揮を執り、事業の発展を牽引してきました。その実績とリーダーシップを活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>		
2	たね りょうすけ 種 良典 (1985年6月23日生)	2012年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2014年 4月 ベインキャピタル・アジアLLC入社 2019年 6月 オヨテクノロジーアンドホスピタリティ イジヤパン入社 2020年 4月 当社入社、執行役員最高戦略責任者 就任 2020年11月 当社CFO執行役員財務管理部長就任 2020年12月 当社取締役就任（現任） 2022年 1月 当社CFO執行役員財務管理本部 本部長就任（現任） 2022年11月 Neural Group (Thailand) Co., Ltd.取締役就任（現任）	0株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>種良典氏は、当社入社時より事業戦略部において海外向け事業を牽引し、取締役CFO就任後は、当社の財務戦略を統括することで事業の発展に尽力してきました。その実績と経験を活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3 新任	やまもと まさあき 山本 正晃 (1978年11月18日生)	2004年 4月 ソニー株式会社入社 2019年 4月 当社入社 2020年 2月 当社執行役員就任 2020年11月 当社常務執行役員就任 (現任) 2022年 2月 ニューラルマーケティング株式会社 代表取締役社長兼CEO就任 (現任)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 山本正晃氏は、ソニー株式会社にてDVDやヘッドマウントディスプレイの開発・設計に携わった後、複数の新規事業創出・社内スタートアップを牽引した経験を有しております。2019年に当社参画後、研究開発部にて技術開発や商品開発に広く関与し、その後事業の発展に尽力してきました。2022年2月には当社完全子会社のニューラルマーケティング株式会社 (旧株式会社ネットテン) の代表取締役に就任し、デジタルックやフォーカスチャンネルの事業を広く牽引してきました。その実績と経験を活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を新任取締役候補者いたしました。		
4	やまぎし よういち 山岸 洋一 (1964年9月21日生)	1989年 4月 野村證券株式会社入社 2011年 9月 公認会計士登録 2015年 7月 みずほ証券株式会社入社 公開引受部長 2019年 7月 キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 (現任) 2019年10月 株式会社ディー・エル・イー 取締役 就任 (現任) 2020年 3月 当社取締役就任 (現任) 2020年 3月 ラオックス株式会社 監査役就任(現 任) 2021年 2月 BionicM株式会社 監査役就任(現任) 2022年 3月 シャディ株式会社 監査役就任(現任) 2022年 3月 ファイメクス株式会社 監査役就任 (現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山岸洋一氏は、公認会計士の資格を有し、また、証券会社での豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。これまでの知見や経験を活かし、客観的に当社の経営に有益な助言や適切な監督を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	はすみ まいこ 蓮見 麻衣子 (1974年9月9日生)	1997年 4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年 8月 フェデリティ投信株式会社入社 2009年 7月 有限会社エバーリッチアセットマネジ メント入社 (現任) 2018年 6月 株式会社サイバー・バズ取締役就任 (現任) 2021年 3月 Zホールディングス株式会社 取締役 (独立役員) 監査等委員就任 (現任) 2021年 3月 株式会社ABCash Technologies 社外取締役 (現任) 2021年 3月 当社取締役就任 (現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>蓮見麻衣子氏は、ファンドマネージャーとしての経験から投資家としての高い見識を保有しております。金融知識に基づく、事業方針の妥当性、注力分野の選別等への助言を期待しております。</p> <p>また、2021年3月には大手IT企業の取締役就任に就任され、当社の目指す大規模なIT企業での経験や豊富な海外経験からグローバルの視点での助言をいただけるものと考えております。</p> <p>上記の理由から、同氏には、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の重松路威氏は、当社の親会社等に該当します。
3. 取締役候補者の山岸洋一氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が3年となります。
4. 取締役候補者の蓮見麻衣子氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が2年となります。
5. 当社は、山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は社外取締役である山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏との間で、両氏がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
電話番号： 03-5157-1251



交 通： 東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結
東京メトロ有楽町線「有楽町」駅 地下通路からA11出口 徒歩4分
東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・銀座線「銀座」駅 地下通路から徒歩7分/
C1出口より徒歩5分
JR山手線・京浜東北線「有楽町」駅 日比谷口より徒歩5分

※ オフィス用エレベーターで受付階（9階）に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。